

人事委員会事務概要

令和 3 年度

福岡市人事委員会

目 次

第1	人事委員会	1
1	人事委員会の構成	1
2	人事委員会の開催状況	1
第2	事務局	8
1	組織及び事務分掌	8
2	予算	9
3	人事委員会規則の改正、条例案に対する意見の申出等の状況	10
第3	任用	14
1	採用	14
2	昇任	18
第4	給与、勤務時間その他の勤務条件	20
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	20
第5	公平審査	26
1	勤務条件に関する措置の要求	26
2	不利益処分についての審査請求	26
3	苦情相談	27
第6	職員団体	28
1	職員団体の登録	28
2	管理職員等の範囲	29
第7	職員の懲戒、分限及び服務	30
1	懲戒処分及び分限処分	30
2	職務に専念する義務の免除	31
第8	労働基準監督機関としての職権行使	32
1	労働基準監督機関としての職権行使について	32
2	職権行使状況	33

第1 人事委員会

1 人事委員会の構成

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

職 名	氏 名	在 任 期 間	備 考
委員長	小 山 邦 和	H26. 3. 1～H26. 12. 24 (1期) (委員長就任 H26. 3. 3) H26. 12. 25～H30. 12. 24 (2期) H30. 12. 25～ (3期)	(現) 弁護士 (元) 福岡高裁部総括判事
委 員	飯 田 光 夫 (委員長職務代理者)	R元. 12. 25～ (1期)	(元) 福岡市総合図書館長
委 員	野 口 郁 子	H17. 12. 25～H21. 12. 24 (1期) H21. 12. 25～H25. 12. 24 (2期) H25. 12. 25～H29. 12. 24 (3期) H29. 12. 25～R 3. 12. 24 (4期)	(元) (財) 福岡市女性協会常務理事
委 員	千 葉 まゆみ	R 3. 12. 25～ (1期)	(現) 中小企業診断士

2 人事委員会の開催状況

(1) 年度・月別開催回数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3	3	3	3	4	7	4	4	3	4	3	4	6	48
2	3	4	3	4	4	4	6	5	3	3	2	5	46
元	4	3	4	4	7	4	5	4	3	2	4	4	48

(2) 開催日・議題 (令和3年4月～令和4年3月 定例会42回 臨時会6回
議案96件 報告26件)

回	開催 年月日	議 題
第1回 (定例会)	03.4.7 (水)	○ 議案 1 昇任選考(係長)について 2 職員(上級、消防吏員A等及び社会人経験者)採用試験等の実施について ● 報告 (1) 人事委員会令和3年度運営方針について
第2回 (定例会)	03.4.14 (水)	○ 議案 3 行政職給料表と消防職給料表との給料表を異にする異動をした職員の号給の決定等について
第3回 (定例会)	03.4.21 (水)	○ 議案 4 職員(医師)の採用選考について ● 報告 (1) 職員(上級行政事務(行政(特別)))採用試験第1次試験口頭試問受験該当者について (2) 令和3年職種別民間給与実態調査の概要について
第4回 (定例会)	03.5.12 (水)	○ 議案 5 職員(上級行政事務(行政(特別)))採用試験第1次合格者について
第5回 (定例会)	03.5.19 (水)	○ 議案 6 昇任選考(課長及び係長)について ● 報告 (1) 職員団体からの申し入れについて
第6回 (定例会)	03.5.26 (水)	○ 議案 7 職務に専念する義務の免除の承認について
第7回 (定例会)	03.6.9 (水)	○ 議案 8 職員(上級行政事務(行政(特別)))採用試験最終合格者について 9 職務に専念する義務の免除の承認について ● 報告 (1) 職員(上級、消防吏員A等及び社会人経験者)採用試験等申込状況について
第8回 (定例会)	03.6.23 (水)	○ 議案 10 昇任選考(課長及び係長)について 11 職員(行政事務)の採用選考について 12 職員(上級行政事務(福祉・心理)、上級行政技術、消防吏員A、獣医師及び保健師)採用試験等第1次合格者について ● 報告 (1) 職員(上級行政事務(行政(一般))及び就職氷河期世代)採用試験第1次試験口頭試問受験該当者について
第9回 (定例会)	03.6.30 (水)	○ 議案 13 職員(中級、初級及び消防吏員B等)採用試験等の実施について
第10回 (定例会)	03.7.8 (木)	● 報告 (1) 令和3年給与勧告について

回	開催 年月日	議 題
第11回 (定例会)	03. 7. 14 (水)	○ 議案 14 職員（上級行政事務（行政（一般））及び助産師）採用試験等第1次合格者について 15 職員（行政事務）の採用選考について 16 審査請求（令和3年(審)第1号事案）の裁決について ● 報告 (1) 職員（消防吏員A）採用試験第2次試験口頭試問等受験該当者について (2) 職員（海技（機関））採用選考の採用予定人員の変更について (3) 令和3年給与勧告について
第12回 (定例会)	03. 7. 20 (火)	● 報告 (1) 職員（社会人経験者）採用選考第1次選考口頭試問等受験該当者について (2) 令和3年給与勧告について
第13回 (定例会)	03. 7. 28 (水)	○ 議案 17 職員（就職氷河期世代）採用試験第1次合格者について ● 報告 (1) 令和3年給与勧告について
第14回 (定例会)	03. 8. 4 (水)	○ 議案 18 昇任選考（係長）について 19 特別有給休暇の範囲を定める規則第2条第1項第10号の規定に基づく特別有給休暇の承認について
第15回 (定例会)	03. 8. 10 (火)	○ 議案 20 選考職の承認及び当該職に係る採用選考の実施について 21 職員（文化学芸職）の採用選考について 22 職員（任期付短時間勤務職員（乗務員））の採用選考について
第16回 (臨時会)	03. 8. 12 (木)	● 報告 (1) 令和3年給与勧告について
第17回 (定例会)	03. 8. 17 (火)	○ 議案 23 職員（上級行政事務（行政（一般）の早期採用・福祉・心理）、上級行政技術（定期採用及び早期採用）、獣医師及び保健師）採用試験等最終合格者について 24 審査請求（令和3年(審)第2号事案）の裁決について ● 報告 (1) 令和3年給与勧告について
第18回 (臨時会)	03. 8. 19 (木)	● 報告 (1) 福岡市職員労働組合及び福岡市教職員組合からの申し入れについて
第19回 (臨時会)	03. 8. 23 (月)	● 報告 (1) 令和3年給与勧告について
第20回 (定例会)	03. 8. 25 (水)	○ 議案 25 職員の給与等に関する報告及び勧告について ● 報告 (1) 令和3年給与勧告について

回	開催 年月日	議 題
第21回 (定例会)	03. 9. 8 (水)	○ 議案 26 昇任選考（係長）について 27 職員（社会人経験者）採用選考第1次合格者について 28 職員（上級行政事務（行政（一般）の定期採用）、消防吏員A、就職氷河期世代及び助産師）採用試験等最終合格者について ● 報告 (1) 職員（中級、初級及び消防吏員B等）採用試験等の申込状況について
第22回 (定例会)	03. 9. 15 (水)	○ 議案 29 特別有給休暇の範囲を定める規則第2条第1項第10号の規定に基づく特別有給休暇の承認について
第23回 (定例会)	03. 9. 29 (水)	○ 議案 30 昇任選考（課長及び係長）について 31 職員（中級学校事務及び初級）採用試験第1次合格者について 32 解雇予告除外認定について ● 報告 (1) 職員（中級行政事務）採用試験第1次試験口頭試問受験該当者について (2) 職員（障がいのある人を対象とする行政事務及び学校事務）採用選考申込状況について
第24回 (臨時会)	03. 9. 30 (木)	○ 議案 32 解雇予告除外認定について（継続審議）
第25回 (定例会)	03. 10. 6 (水)	○ 議案 33 職員（消防吏員B、保育士、運輸業務従事者及び海技）採用試験等第1次合格者について
第26回 (定例会)	03. 10. 13 (水)	○ 議案 34 昇任選考（係長）について
第27回 (定例会)	03. 10. 20 (水)	○ 議案 35 職員（中級行政事務）採用試験第1次合格者について
第28回 (定例会)	03. 10. 27 (水)	○ 議案 36 職員（社会人経験者）採用選考最終合格者について ● 報告 (1) 職員（消防吏員B及び保育士）採用試験等第2次試験口頭試問等受験該当者について (2) 大都市等及び九州各県の給与勧告等の内容
第29回 (定例会)	03. 11. 4 (木)	○ 議案 37 昇任選考（係長）について 38 職員（障がいのある人を対象とする行政事務及び学校事務）採用選考第1次合格者について 39 職員（初級行政技術）採用試験最終合格者について
第30回 (定例会)	03. 11. 17 (水)	○ 議案 40 昇任選考（係長）について 41 福岡市職員の任用に関する規則の一部改正について 42 職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則の一部改正について

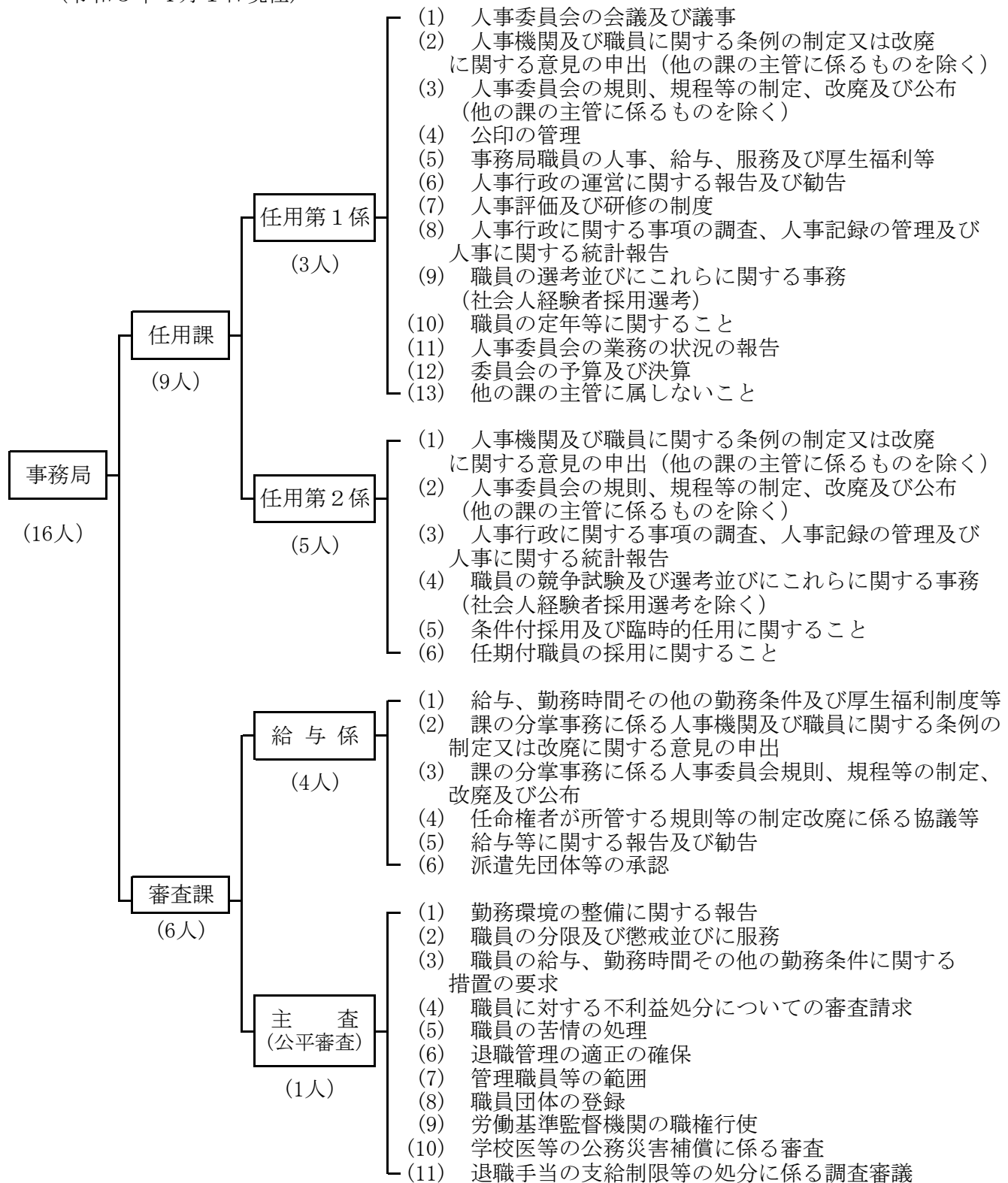
回	開催 年月日	議 題
第31回 (定例会)	03. 11. 24 (水)	○ 議案 43 昇任選考（係長）について 44 職員（中級、初級行政事務、初級学校事務及び保育士）採用試験等最終合格者について 45 職員（管理栄養士）採用選考の実施について 46 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議について
第32回 (定例会)	03. 12. 8 (水)	○ 議案 47 昇任選考（課長及び係長）について 48 職員（消防吏員B、運輸業務従事者及び海技）採用試験等最終合格者について 49 職員（回転翼航空機整備士）の採用選考について
第33回 (臨時会)	03. 12. 13 (月)	○ 議案 50 福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程等の一部改正の承認について 51 福岡市立中学校設置条例等の一部を改正する条例案（福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部改正部分に限る。）に対する意見について 52 福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に関する協議について
第34回 (定例会)	03. 12. 15 (水)	○ 議案 53 職員（障がいのある人を対象とする行政事務及び学校事務）採用選考最終合格者について 54 特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について 55 特別有給休暇の範囲を定める規則の一部改正について 56 職務に専念する義務の免除に関する承認の廃止について 57 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正の承認について 58 特別有給休暇に関する承認について
第35回 (定例会)	03. 12. 22 (水)	○ 議案 59 昇任選考（課長）について
第36回 (定例会)	04. 1. 05 (水)	○ 議事 委員長職務代理者の指定について
第37回 (定例会)	04. 1. 12 (水)	○ 議案 60 解雇予告除外認定について ● 報告 職員（管理栄養士）採用選考申込状況について
第38回 (定例会)	04. 1. 26 (水)	○ 議案 61 昇任選考（課長及び係長）について 62 職員（行政事務）の採用選考について 63 職員（医師）の採用選考について 64 福岡市職員の任用に関する規則施行細目の一部改正について

回	開催 年月日	議 題
第39回 (定例会)	04. 2. 2 (水)	○ 議案 64 福岡市職員の任用に関する規則施行細目の一部改正について（継続審議） 65 職員（上級行政事務（行政（特別）））採用試験の実施について 66 職員（管理栄養士）採用選考第1次合格者について 67 特定再任用職員の再採用後の最初の昇格における在級年数の取扱いについて
第40回 (定例会)	04. 2. 7 (月)	○ 議案 68 職員（任期付短時間勤務職員（乗務員））の採用選考について
第41回 (定例会)	04. 2. 16 (水)	○ 議案 69 昇任選考（課長及び係長）について 70 職員（管理栄養士）採用選考最終合格者について 71 職員（任期付短時間勤務職員（乗務員））の採用選考について 72 福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について
第42回 (定例会)	04. 2. 25 (金)	○ 議案 73 福岡市職員の任用に関する規則施行細目の一部改正について 74 福岡市人事委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について 75 福岡市人事委員会訓令の読点の表記を改める規程の制定について
第43回 (定例会)	04. 3. 2 (水)	○ 議案 76 昇任選考（係長）について 77 昇任選考（労務職5級職）について 78 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について ● 報告 令和4年度福岡市職員採用試験等の計画について
第44回 (定例会)	04. 3. 9 (水)	○ 議案 79 昇任選考（係長）について 80 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議について 81 福岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正に関する協議について 82 公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する派遣先団体の承認について
第45回 (臨時会)	04. 3. 11 (金)	○ 議案 83 昇任選考（局長、部長、課長及び係長）について

回	開催 年月日	議 題
第46回 (定例会)	04. 3. 16 (水)	○ 議案 84 昇任選考（係長及び技能・労務職 5 級職）について 85 一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 86 一般職の任期付職員の採用の承認について 87 職員（土木技術等）の採用選考について 88 条件付採用の期間の延長について 89 介護休暇等の取扱いに関する規程等の一部改正の承認について 90 会計年度任用職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部改正の承認について 91 福岡市消防職員の勤務等に関する規程の一部改正の承認について 92 福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部改正について 93 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
第47回 (定例会)	04. 3. 23 (水)	○ 議案 94 職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について 95 特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について
第48回 (定例会)	04. 3. 30 (水)	○ 議案 96 職務に専念する義務の免除の承認について ● 報告 職員（上級行政事務（行政（特別）））採用試験申込状況について

第2 事務局

1 組織及び事務分掌 (令和3年4月1日現在)



2 予算

令和4・3年度 当初予算

(単位:千円)

	節	令和4年度	令和3年度	増 減
一般会計 (款) 総務費 (項) 人事委員会費 (目) 人事委員会費	報 酬	9,504	9,504	0
	給 料	67,019	66,435	584
	職 員 手 当 等	52,968	52,024	944
	共 済 費	23,424	22,981	443
	災 害 補 償 費	1	1	0
	報 償 費	10	10	0
	旅 費	2,971	3,436	▲465
	交 際 費	10	10	0
	需 用 費	9,716	7,609	2,107
	役 務 費	14,515	19,778	▲5,263
	委 託 料	10,525	5,544	4,981
	使用料及び賃借料	6,901	7,431	▲530
	備 品 購 入 費	217	117	100
	負担金, 補助及び交付金	2,598	2,598	0
	合 計	200,379	197,478	2,901

3 人事委員会規則の改正、条例案に対する意見の申出等の状況（内訳）

区分	件数	委員会開催日	件名	概要
人事委員会規則の 制定及び改正	7件	R3. 11. 17	福岡市職員の任用に関する規則の一部改正	内部手続きの押印見直しに伴い、記名押印を求めている規定について改正を行うもの。（R3. 12. 2）
		R3. 11. 17	職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則の一部改正	職員団体の登録の申請書等の様式から押印欄を削除する等の改正を行うもの。（R3. 12. 2）
		R3. 12. 15	特別有給休暇の範囲を定める規則の一部改正	不妊治療に係る通院等のための特別有給休暇を新設するため、所要の改正を行うもの。（R4. 1. 1）
		R4. 2. 25	福岡市人事委員会規則の読点の表記を改める規則の制定	福岡市人事委員会規則において読点として表記する「，」を「、」に改めるため規則を制定するもの（R4. 4. 1）
		R4. 3. 2	福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、級別職務分類表の一部改正を行うもの。（R4. 4. 1）
		R4. 3. 16	福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、退職管理の対象となる職の範囲について所要の改正を行うもの。（R4. 4. 1）
		R4. 3. 16	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	組織編成に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行うもの。（R4. 4. 1）

※ 件数欄は、人事委員会に議案として提出した改正規則の件数である。

※ 概要欄の（ ）内は施行日又は適用日（複数ある場合は、主なものを記載）である。以下の表において同じ。

区分	件数	委員会開催日	件名	概要
条例案に対する 意見の申出	2件	R3. 12. 13	福岡市立中学校設置条例等の一部を改正する条例案（福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部改正部分に限る。）	夜間中学を新設するにあたり、夜間中学に勤務する教育職員に特殊勤務手当を支給する規定を設けるもの。（R4. 4. 1）
		R4. 2. 16	福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	国の非常勤職員との均衡等を考慮し、本市の非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等を行うもの（R4. 4. 1）

※ 件数欄は、議会に提出された議案の件数である。

区分	件数	委員会開催日	件名	概要
協議	規則の制定、 改正等に関するもの 4件 (1件)	R3. 11. 24	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正	本委員会の給与勧告を踏まえ、令和3年12月分の期末手当の支給割合の引下げを行うもの。（R3. 11. 29）
		R3. 12. 13	福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正	夜間中学の設置にあたり、条例で特殊勤務手当を支給する旨定めるに併せて、その支給対象となる教育職員の範囲及び支給額を定めるもの。（R4. 4. 1）
		(R4. 3. 4)	福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正	教職員庶務事務システムの導入に伴い、所要の改正を行うもの。（R4. 4. 1）
		R4. 3. 9	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正	令和4年度以降の期末手当の支給割合の改定、管理職手当の支給対象となる職の改正及び押印廃止に伴う様式の改正を行うもの。（R4. 4. 1）
		R4. 3. 9	福岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正	職員が月の中から育児休業等となり、その翌月に復職等した場合について、通勤手当を返納させないこととするよう改める等所要の改正を行うもの。（R4. 4. 1）

※ 件数欄は、人事委員会に提出した議案及び局長専決の件数である。

※ 件数欄の（ ）は外数で局長専決で協議した件数であり、委員会開催日欄の（ ）は、局長専決の決裁日である。

区分		件数	委員会開催日	件名	概要	条例
承認	規則の制定、改正に関するもの	7件 (1件)	R3. 12. 13	福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程等の一部改正の承認について	夜間中学の設置に伴い、所要の改正を行うもの。(R4. 4. 1)	○
			R3. 12. 15	特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について	令和3年度中途の業務執行体制の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。(R4. 1. 1)	○
			R3. 12. 15	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正の承認について	国の非常勤職員との均衡等を考慮し、会計年度任用職員の妊娠、出産、育児に係る特別休暇について所要の改正を行うもの。(R4. 1. 1)	○
			(R4. 3. 4)	福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程等の一部改正の承認について	教職員庶務事務システムの導入に伴い、所要の改正を行うもの。(R4. 4. 1)	○
			R4. 3. 16	介護休暇等の取扱いに関する規程等の一部改正の承認について	非常勤職員が介護時間を取得する場合について、在職期間要件を廃止するため、所要の改正を行うもの。(R4. 4. 1)	○
			R4. 3. 16	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正の承認について	会計年度任用職員が介護休暇を取得する場合について、在職期間要件を廃止するため、所要の改正を行うもの。(R4. 4. 1)	○
			R4. 3. 16	福岡市消防職員の勤務等に関する規程の一部改正の承認について	組織編成に伴い、所要の改正を行うもの。(R4. 4. 1)	○
			R4. 3. 23	特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について	業務執行体制の見直し及び令和4年度組織編成に伴い、所要の改正を行うもの。(R4. 4. 1)	○

承認	上記以外	12件 (0件)	R3. 4. 14	行政職給料表と消防職給料表との給料表を異にする異動をした職員の号給の決定等について	行政職給料表と消防職給料表との給料表を異にする異動をした職員の号給の決定等に関して、係長級間の異動において既に承認している取扱いについて、係員間の異動においても、同様の取扱いができるようにするもの。(R3. 4. 15)	
			R3. 5. 26	職務に専念する義務の免除の承認について	職員（医療従事者等を除く）が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合について、職務に専念する義務を免除することができる場合として包括的に承認するもの。(市長等が定める日から施行)	
			R3. 6. 9	職務に専念する義務の免除の承認について	職員が新型コロナワクチン接種に伴う副反応により療養する必要がある場合について、職務に専念する義務を免除することができる場合として包括的に承認するもの。(R3. 6. 9)	
			R3. 8. 4	特別有給休暇の範囲を定める規則第2条第1項第10号の規定に基づく特別有給休暇の承認について	結婚休暇等に準じる特別有給休暇については、令和2年7月15日付で既に承認していたところであり、既承認での当該休暇の取得可能期間は令和3年8月14日までとなっているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同年8月15日以降においても当該準じる休暇を継続して措置することができるようにするもの。(R3. 8. 15)	
			R3. 9. 15	特別有給休暇の範囲を定める規則第2条第1項第10号の規定に基づく特別有給休暇の承認について	夏季休暇を取得することができなかった場合において、令和3年10月1日から10月31日までの間に、当該取得することができなかった日数の範囲内で特別有給休暇を取得できるようにするもの。(R3. 9. 15)	
			R3. 12. 15	特別有給休暇に関する承認について	不妊治療に係る通院等のための特別有給休暇について、休暇を「10日」取得することができる不妊治療を「体外受精及び顕微授精」とすることを承認するもの。(R4. 1. 1)	
			R3. 12. 15	職務に専念する義務の免除に関する承認の廃止について	不妊治療に係る通院等を行う職員を対象とする特別有給休暇が新設されることに伴い、職員が不妊治療を受ける場合についての職務に専念する義務の免除に係る人事委員会の承認を廃止するもの。(R4. 1. 1)	
			R4. 2. 2	特定再任用職員の再採用後の最初の昇格における在級年数の取扱いについて	特定再任用職員の再採用後の最初の昇格において、市への復帰後の在級年数が1年に満たない場合には、転職前の市職員としての在級年数と再び市職員となった後の在級年数を合算するもの。(R4. 2. 2)	
			R4. 3. 9	公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する派遣先団体の承認について	職員を派遣することのできる団体の追加について承認するもの。(R4. 4. 1)	○
			R4. 3. 16	一般職の任期付職員の任期の更新の承認について	一般職の任期付職員（一般任期付職員）の任期を更新することについて承認するもの。(R4. 3. 16)	◎
			R4. 3. 16	一般職の任期付職員の採用の承認について	一般職の任期付職員（特定任期付職員）を選考により採用することについて承認するもの。(R4. 3. 16)	◎
			R4. 3. 30	職務に専念する義務の免除の承認について	職員が地域活動における役員活動のうち、総会、役員会及び定例会に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合について、職務に専念する義務を免除することができる場合として包括的に承認するもの。(R4. 4. 1)	

※ 件数欄は、人事委員会に提出した議案及び局長専決の件数である。

※ 件数欄の（ ）は外数で局長専決で承認した件数であり、委員会開催日欄の（ ）は、局長専決の決裁日である。

※ 条例欄中の「◎」は、法律の規定に基づく承認であり、「○」は、条例の規定に基づく承認である。

第3 任用（令和3年度職員採用試験等実施状況）

1 採用
(1)採用試験 試験回数 7回
ア 日程

試験名		公告日	受付期間	第1次試験日	第1次合格者発表日	第2次試験日	最終合格者発表日
上級(行政事務(特別))	定期採用	3. 3. 1	3. 3. 1 ～ 3. 3. 15	3. 4. 2 ～ 3. 4. 15	3. 5. 13	3. 5. 17 ～ 3. 6. 5	3. 6. 10
上級(行政事務(一般))		3. 5. 6	3. 5. 6 ～ 3. 5. 20	3. 6. 20	3. 7. 15	3. 7. 26 ～ 3. 8. 24	3. 9. 9
上級(行政事務(福祉・心理)及び行政技術)					3. 6. 24	3. 7. 2 ～ 3. 8. 2	3. 8. 18
消防吏員A					3. 7. 29	3. 7. 2 ～ 3. 8. 30	3. 9. 9
就職氷河期世代対象(行政事務)						3. 9. 4	3. 9. 9
中級(行政事務)		3. 7. 29	3. 7. 29 ～ 3. 8. 13	3. 9. 26	3. 10. 21	3. 10. 29 ～ 3. 11. 17	3. 11. 25
中級(学校事務)					3. 9. 30	3. 10. 8 ～ 3. 11. 12	
初級(行政事務)						3. 10. 13 ～ 3. 11. 8	
初級(行政技術)						3. 10. 13 ～ 3. 10. 28	3. 11. 5
初級(学校事務)						3. 10. 13 ～ 3. 11. 11	3. 11. 25
消防吏員B					3. 10. 7	3. 10. 19 ～ 3. 11. 27	3. 12. 9
上級(行政事務(特別))	早期採用	3. 3. 1	3. 3. 1 ～ 3. 3. 15	3. 4. 2 ～ 3. 4. 15	3. 5. 13	3. 5. 17 ～ 3. 6. 2	3. 6. 10
上級(行政事務(一般))		3. 5. 6	3. 5. 6 ～ 3. 5. 20	3. 6. 20	3. 7. 15	3. 7. 26 ～ 3. 8. 6	3. 8. 18
上級(行政技術)					3. 6. 24	3. 7. 2 ～ 3. 7. 12	

イ 実施状況

試 験 区 分					採用予定 人	申込者	第 1 次 試 験			第2次試験	最 終	競 争
							受験者	受験率	合格者	受 験 者	合 格 者	倍 率
上 												

試 験 区 分			採用予定 人	申込者	第 1 次 試 験			第2次試験 受 験 者	最 終 合格者	競 争 倍 率	
					受験者	受験率	合格者				
中 級	定期採用	行 政 事 務	人 20	人 328	人 150	% 45.7	人 37	人 36	人 20	倍 7.5	
		学 校 事 務	10	87	51	58.6	24	23	9	5.7	
合 計			30	415	201	48.4	61	59	29	6.9	
初 級	定期採用	行 政 事 務	45	589	413	70.1	113	108	44	9.4	
		学 校 事 務	10	84	54	64.3	23	22	11	4.9	
		行政技術	土 木	20	59	45	76.3	37	33	24	1.9
			建 築	7	27	25	92.6	17	14	10	2.5
			電 気	7	42	30	71.4	19	16	9	3.3
			機 械	7	24	21	87.5	15	14	6	3.5
		小 計	41	152	121	79.6	88	77	49	2.5	
		合 計			96	825	588	71.3	224	207	104
消防 吏員	定期採用	消防吏員A	22	365	285	78.1	60	55	24	11.9	
		消防吏員B	22	590	476	80.7	83	66	22	21.6	
合 計			44	955	761	79.7	143	121	46	16.5	
就職氷河期世代(行政事務)			3	339	222	65.5	11	11	3	74.0	
採 用 試 験 総 計			379	4,710	3,416	72.5	822	742	388	8.8	

(2) 採用選考 選考回数 7 回
 ア 公募選考
 (7) 日程

選 考 名		公告日	受 付 期 間	第 1 次 選考日	第 1 次合格者 発表日	第 2 次選考日	最終合格者 発表日
社会人経験者 (行政(一般・ICT)、社会福祉、建築)		3. 5. 6	3. 5. 6 ～ 3. 5. 18	3. 6. 20	3. 9. 9	3. 10. 2～3. 10. 24	3. 10. 28
免許・資格職 (獣医師、保健師)			3. 5. 6 ～ 3. 5. 20		3. 6. 24	3. 7. 2 ～ 3. 8. 12	3. 8. 17
免許・資格職 (助産師)					3. 7. 15	3. 7. 28 ～ 3. 8. 3	3. 9. 9
免許・資格職 (保育士)		3. 7. 29	3. 7. 29 ～ 3. 8. 13	3. 9. 26	3. 10. 7	3. 10. 25 ～ 3. 11. 19	3. 11. 25
免許・資格職 (管理栄養士)		3. 12. 13	3. 12. 21 ～ 4. 1. 6	4. 1. 16	4. 2. 3	4. 2. 4～4. 2. 14	4. 2. 17
交通局企業職		3. 7. 29	3. 7. 29 ～ 3. 8. 13	3. 9. 26	3. 10. 7	3. 11. 4 ～ 3. 11. 29	3. 12. 9
海技(機関・航海)						3. 11. 10 ～ 3. 11. 30	
行政事務・学校事務 (障がいのある人対象)		3. 8. 26	3. 8. 26 ～ 3. 9. 10	3. 10. 17	3. 11. 5	3. 12. 6 ～3. 12. 7	3. 12. 16

(4) 実施状況

選 考 区 分					採用予定 人 員	申込者	第 1 次 選 考			第2次選考	最 終	競 争
							受験者	受験率	合格者	受 験 者	合 格 者	倍 率
経験職	定期採用	社会人経験者	行政	一 般	人 6	人 382	人 308	% 80.6	人 12	人 12	人 6	倍 51.3
				I C T	4	66	57	86.4	10	10	4	14.3
			小 計		10	448	365	81.5	22	22	10	36.5
			社会福祉		6	65	57	87.7	14	13	6	9.5
			建 築		1	3	3	100.0	2	2	2	1.5
			合 計					17	516	425	82.4	38
免許・資格職	定期採用	獣 医 師			2	6	4	66.7	3	3	2	2.0
		助 産 師			1	13	12	92.3	3	3	2	6.0
		保 健 師			12	72	56	77.8	29	26	15	3.7
		管 理 栄 養 士			1	85	63	74.1	5	5	1	63.0
		保 育 士			13	54	43	79.6	29	24	14	3.1
合 計					29	230	178	77.4	69	61	34	5.2
交通局企業職	定期採用	運輸業務従事者			4	161	111	68.9	20	19	7	15.9
船舶運航職	定期採用	海 技 (機 関)			1	4	3	75.0	3	3	1	3.0
		海 技 (航 海)			1	4	4	100.0	3	3	1	4.0
合 計					2	8	7	87.5	6	6	2	3.5
障がい者対象	定期採用	行 政 事 務			3	95	72	75.8	12	10	3	24.0
		学 校 事 務			1	26	19	73.1	5	5	1	19.0
合 計					4	121	91	75.2	17	15	4	22.8
採 用 選 考 総 計					56	1,036	812	78.4	150	138	65	12.5

イ 個別選考 選考回数 12 回

職 位	計	行 政 職 給料表 (1)	行 政 職 給料表 (2)	医 療 職 給料表 (1)	医 療 職 給料表 (2)	消 防 職 給料 表	交 通 局 企 業 職 給 料 表	備 考
局 長 級	0	人	人	人	人	人	人	
部 長 級	0							
課 長 級	1	1						行政事務 1
係 長 級	7	4		2		1		行政事務 2、土木技術 2、 医師 2、消防吏員 1
総括主任級	2	1				1		行政事務 1、回転翼航空機 整備士 1
主 任 級	13	1					12	行政事務 1、乗務員12
係 員	4	4						文化学芸職 1、学校栄養職 員 3
計	27	11	0	2	0	2	12	

2 昇任

個別昇任選考 選考回数 19回

職位	合計		市長事務部局等		消防局		水道局		交通局		教育委員会	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
局長級	9	3	6	3	0	0	0	0	1	0	2	0
部長級	28	7	23	7	2	0	0	0	0	0	3	0
課長級	97	30	77	28	10	0	4	1	3	0	3	1
係長級	201	70	158	66	13	0	11	1	7	0	12	3
合計	335	110	264	104	25	0	15	2	11	0	20	4

第4 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

公務員は、民間企業の従業員と異なり、団体交渉権、争議権など憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

この給与勧告は、公務員の給与を社会一般の情勢に適応させるため、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としています。

このため、市内民間企業の従業員の給与等について毎年詳細な調査を行い、その結果を基に公務員の給与と比較した上で、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

令和3年9月3日、本委員会は、市議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。概要は以下のとおりです。

令和3年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

1 職種別民間給与実態調査

区分	内容
(1) 調査対象事業所	常勤の従業員（※）が50人以上の市内民間事業所（899事業所） ※雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）
(2) 調査事業所数	199事業所（899事業所の中から無作為に抽出） 調査完了率82.8% <159事業所の調査完了/192事業所（※）> ※199事業所のうち7事業所は50人未満であることが判明したため除外。

2 市職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

市職員給与と民間給与の令和3年4月分の支給額を調査し、比較した結果、市職員給与が民間給与を134円（0.04%）上回った。

			(参考) 人事院勧告
民間給与 (事務・技術関係職種)	市職員給与 (行政職)	較差	較差 (全国の民間と国の職員)
381,730円	381,864円 ※	▲134円 (▲0.04%)	▲19円 (▲0.00%)
(参考) 令和2年の給与較差		▲109円 (▲0.03%)	▲164円 (▲0.04%)

※行政職給料表適用職員の平均年齢39.3歳、平均勤続年数15.8年。

(2) ボーナス（賞与等の特別給）について

直近の1年間（昨年8月～本年7月）の市内民間従業員の支給実績を調査し、市職員の年間支給月数（期末・勤勉手当）と比較した。

その結果、市職員の年間支給月数（4.45月）が、民間の年間支給割合（4.31月分）を上回っていた。

（参考）人事院勧告

民間の支給割合	市職員の支給月数	民間の支給割合	国家公務員の支給月数
4.31月	4.45月	4.32月	4.45月

3 給与改定に対する基本的考え方

職員の給与については、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。

(1) 月例給

民間給与との較差（▲134円）が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないことが適当。

- ・教育職給料表については、他の地方公共団体（福岡県など）の状況を考慮した改定。
- ・特定任期付職員給料表については、国に準拠して改定なし。

(2) 特別給（期末・勤勉手当）

市内民間の年間支給割合の状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当の支給月数を年間0.15月分（※）引き下げるのが適当。※0.05月単位で改定（国と同様）。

- ・再任用職員及び特定任期付職員については、国に準拠して引下げ改定。

4 勧告内容

(1) 特別給（期末・勤勉手当）の支給月数

ア イ及びウ以外の職員 期末手当を0.15月分引下げ。（年間4.45月→4.30月）

イ 再任用職員 期末手当を0.10月分引下げ。（年間2.35月→2.25月）

ウ 特定任期付職員 期末手当を0.10月分引下げ。（年間3.35月→3.25月）

（一般の職員の場合の支給月数）

（参考）人事院勧告

		6月期	12月期	年間計	年間計
令和3年度	期末手当	1.275 月（支給済み）	1.125 月（現行1.275月）	2.40月	2.40月
	勤勉手当	0.950 月（支給済み）	0.950 月（改定なし）	1.90月	1.90月
令和4年度	期末手当	1.200 月	1.200 月	2.40月	2.40月
以降	勤勉手当	0.950 月	0.950 月	1.90月	1.90月

(2) 改定の実施時期

区分	実施時期
期末手当	①令和3年12月期分 … 令和3年12月1日
	②令和4年度以降分 … 令和4年4月1日

5 報告事項

(1) 定年の引上げについて

- ・ 国家公務員法等の一部改正（令和3年6月11日公布・令和5年4月1日施行）により、国家公務員の定年を現行の60歳から段階的に引き上げて65歳とすることや、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の7割とすることなどが決定。
- ・ 地方公務員の定年の引上げに関しても、地方公務員法の一部が改正（同日公布・施行）。
- ・ 本市の定年年齢については、国の定年年齢を基準として定めることが必要であり、60歳を超える職員の給与の取扱いについては、国における給与の取扱いに準じて、適切な措置を講じていくことが必要。

(2) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等について

- ・ 年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合（令和2年度）は全体の10.0%（令和元年度は8.3%）。
- ・ 任命権者においては、勤務時間管理の徹底や、業務の一層の合理化・効率化を促進し、引き続き、事務事業の実施にあたり適切な業務執行体制の整備に努めるとともに、状況に応じた業務配分の見直しや応援体制の確保など、時間外勤務の縮減に取り組むことが必要。
- ・ 教職員に関しては、「福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラム」（平成30年3月策定）に基づく取組など、引き続き学校における働き方改革の推進に向けて適切に対処していくことが必要。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対策が重要な課題となる中、関係業務に従事している職員の健康への影響が懸念されるところであり、引き続き、勤務状況等を把握し、職員の健康維持等に十分配慮するなど、適切に対処していくことが必要。

イ メンタルヘルスの推進について

- ・ 令和2年度に病気等で1月以上休んだ長期病休者のうち「心の病」を原因とする者が、全長期病休者の5割以上を占めており、依然として高い水準。
- ・ 本市においては、「未然防止」（1次予防）、「早期発見・早期対策」（2次予防）、「職場復帰支援・再発防止」（3次予防）の取組を総合的に推進しているが、今後とも不調の要因を綿密に分析し、メンタルヘルスの推進に向けた効果的な対策に活かしていくことが必要。

ウ ハラスメントの防止について

- ・ 令和2年6月に、職場でのハラスメント対策の強化を柱とした関連法が施行。
- ・ 本市においては、令和2年6月に国の指針等を踏まえた要綱等の整備を行ったところであり、引き続き、ハラスメント防止研修の実施、相談しやすい態勢の確保、ハラスメントの実態に応じた適切な対処など、事前・事後の対応策を進め、良好な職場環境を維持していくことが必要。

エ ワーク・ライフ・バランスの推進について

- ・ 人事院は、本年の給与勧告にあわせて行った報告等の中で、育児休業の取得回数制限の緩和について意見の申出を行うとともに、不妊治療のための休暇（有給）を新設することや育児参加のための休暇（有給）の対象期間を拡大することなどの措置を講じていく旨言及。
- ・ 本市においても、法改正の動向を注視するとともに、国における休暇等の取扱いを踏まえて検討していくことが必要。
- ・ 男性職員の育児休業取得率（令和２年度）は33.5%で、「福岡市特定事業主行動計画」における数値目標（令和７年度までに30%以上）を達成。
- ・ 任命権者においては、全ての職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、さまざまな職業生活と家庭生活の両立支援制度を一層有効に活用できるよう職場環境づくりに取り組むことが必要。

オ 会計年度任用職員の休暇・休業等について

- ・ 人事院は、非常勤職員の休暇・休業等について、エで述べた育児休業の取得回数制限の緩和や不妊治療のための休暇の新設などのほか、男性職員を対象とした配偶者出産休暇（有給）や育児参加のための休暇（有給）の新設、女性職員に対して既に措置している産前及び産後の期間に係る休暇の有給化などの措置を講じていく旨言及。
- ・ 本市における会計年度任用職員の休暇・休業等について、法改正の動向を注視するとともに、国の非常勤職員における休暇等の取扱いを踏まえて検討していくことが必要。

(3) コンプライアンスの推進について

- ・ 本市においては、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んでいるところであるが、市民の信頼を確保していくためにも、引き続きコンプライアンスの向上に取り組むことが必要。

参考資料

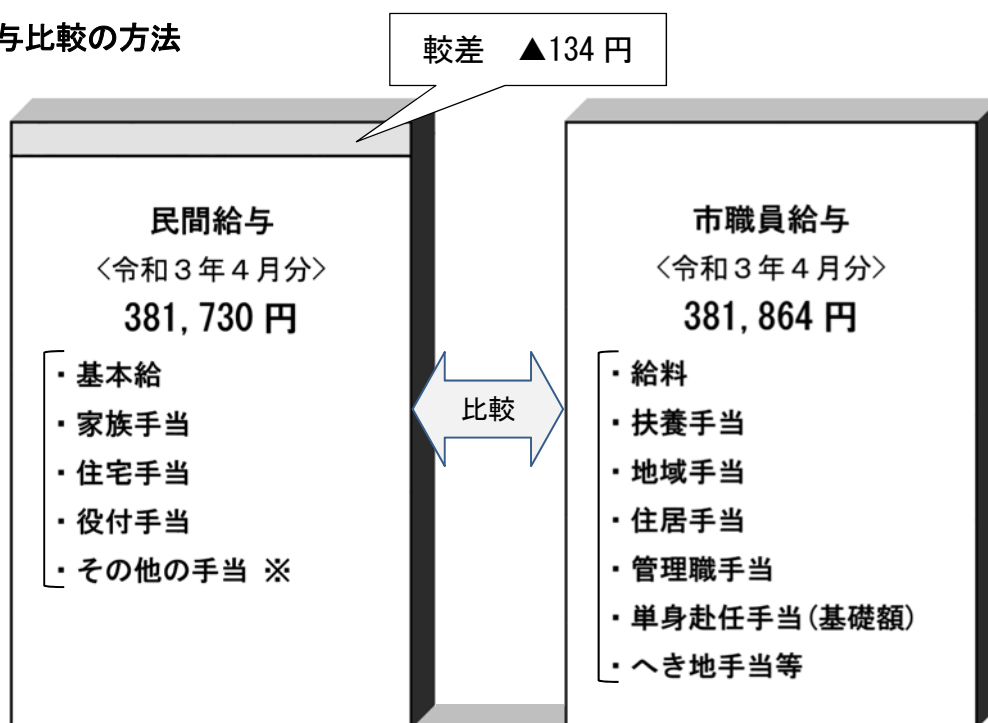
(1) 過去の民間との給与較差と期末・勤勉手当の推移

	給与較差 (月額)				期末・勤勉手当 (年間支給月数)	
	福岡市		国		福岡市	国
平成29年	0.01 %	※ ¹ 41円	0.15 %	631円	4.40月	4.40月
平成30年	0.09 %	326円	0.16 %	655円	4.45月	4.45月
令和元年	0.06 %	246円	0.09 %	387円	4.50月	4.50月
令和2年	▲0.03 %	※ ¹ ▲109円	▲0.04 %	※ ¹ ▲164円	4.45月	4.45月
令和3年	▲0.04 %	※ ¹ ▲134円	▲0.00 %	※ ¹ ▲19円	※ ² 4.30月	4.30月

※¹ 給与較差（月額）が、極めて小さい較差であったことから、この較差を解消するための給与勧告はなし。（平成29年（福岡市）、令和2年（福岡市・国）及び令和3年（福岡市・国））

※² 福岡市における期末・勤勉手当（年間支給月数）の引下げ勧告は、令和2年に引き続き2年連続。

(2) 給与比較の方法



※通勤手当、時間外手当を除く。

(3) 給与勧告に伴う職員（行政職）の平均年間給与（月例給＋ボーナス）

勧告前	勧告後	増減額
614万5千円	608万8千円	▲5万7千円 (▲0.93%)

※行政職給料表適用職員（6,541人、平均年齢39.3歳）の「平均給与月額」を基に作成。

（「勧告前」「勧告後」とともに、現行の「平均給与月額」で算出。）

第5 公平審査

1 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間、休暇、福利厚生、執務環境等の勤務条件について、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる（地方公務員法第46条）。

この要求があった場合、人事委員会は、審査を行い、事案を判定し、自らの権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する機関に対し、必要な勧告を行う（同法第47条）。

令和3年度における処理の状況及び係属事案の件数は、次のとおりである。

2年度末の 係属件数	受付	終 了		3年度末の 係属件数
		判定	取下げ	
0	0	0	0	0

2 不利益処分についての審査請求（※）

職員は、任命権者から分限処分、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対し審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

この審査請求があった場合、人事委員会は、これを審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は任命権者にその職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をする（同法第50条）。

令和3年度における処理の状況、係属事案の件数等は、次のとおりである。

区 分	2年度末の 係属件数	受付	終 了		3年度末の 係属件数
			裁決	取下げ等	
大量争議事案	7,400	0	0	864	6,536
個人事案	1	2	2	0	1
計	7,401	2	2	864	6,537

（裁決した事案）

裁決日	事案番号	審査請求人	裁決
3. 7.14	令和3年(審)第1号	元市長部局職員	棄却
3. 8.17	令和3年(審)第2号	元市長部局職員	却下

（※）平成28年3月31日以前になされた処分に係るものは「不服申立て」。

3 苦情相談

職員は、勤務条件その他の人事管理全般に関し、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。

苦情相談を受けた人事委員会（職員相談員）は、申出人に対し助言等を行い、本人の自助努力による解決を図ることを基本としつつ、必要に応じ関係当事者に対しあっせんや指導等を行う。

令和3年度における苦情相談件数は、次のとおりである。

3年度相談件数		5
相談内容内訳	給与	2
	旅費	
	勤務時間	
	休暇	1
	執務環境	1
	厚生福利	
	服務	
	転任	
	任用	
	人事評価	
	セクシュアルハラスメント	
	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	1
	パワーハラスメント	
	いじめ・嫌がらせ	
	その他	

第 6 職員団体

1 職員団体の登録

職員団体の登録は、登録機関である人事委員会が、当該職員団体が一定の要件に適合していることを確認し、公証する制度である。

職員団体は、人事委員会に登録されると、任命権者の許可を受けた構成員が職務専念義務を免除されてその役員の業務に専従することができるなどの便宜が認められる。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(R4. 3. 31現在)

職員団体名	主たる事務所の 所在地・代表者	登録年月日	単一体 連合体 の別	法 人 非法人 の別	構成 員数	令和 3 年度 における 登録
福岡市職員 労働組合	福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 安部 道治	S41. 10. 12	単一体	法人	1,762	なし
福岡市教職 員組合	福岡市東区馬出 4 丁目 2 番 17 号 岡崎 正登	S60. 6. 17	単一体	法人	1,032	なし
福岡市立高 等学校教職 員組合	福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 西 正行	H 6. 8. 31	単一体	非法人	93	役員変更 (R3. 4. 13)
自治労福岡 市図書館司 書ユニオン	福岡市早良区百道 浜 3 丁目 7 番 1 号 五十嵐 素子	R 2. 10. 29	単一体	非法人	73	役員変更 (R3. 6. 23)

注：構成員数は、直近の変更登録の際に届出のあった員数

2 管理職員等の範囲

重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員などの管理職員等と一般職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

本市における管理職員等の範囲は、次のとおりである。

R4. 3. 31現在

機 関	職
市長事務部局 本庁	会計管理者 会計室長 局長 理事 参与 危機管理監 部長 室長 所長 特命担当の部長 課長 ユニット制 組織の課長 特命担当の課長 市長秘書 産業医 市長室秘書課庶務係長及び秘書 総務 企画局行政部法制課法制係長、訟務係長 及び主査 総務企画局人事部人事課庶 務係長、給与支給係長、人事第1係長、 人事第2係長、人事第3係長、人事第4 係長 総務企画局人事部組織定数課組 織定数係長 総務企画局人事部労務課 労務係長及び給与制度係長 財政局財 政部財政調整課財政調整係長 財政局 財産有効活用部財産管理課庁舎管理係 長 総務企画局行政部法制課係員 総務企 画局人事部人事課係員 総務企画局人 事部組織定数課係員 総務企画局人事 部労務課係員
区役所	区長 部長 保健福祉センター所長 保健所長 特命担当の部長 課長 室 長 入部出張所長 西部出張所長 特 命担当の課長
東京事務所	所長 ユニット制組織の次長
自動車管理事務所	所長
消費生活センター	所長
人権啓発センター	所長
こども総合相談センター	所長 副所長 課長
保育所	所長
精神保健福祉センター	所長 副所長
障がい者更生相談所	所長
動物愛護管理センター	所長
食肉衛生検査所	所長
食品衛生検査所	所長
保健環境研究所	所長 課長
西部工場	工場長
臨海工場	工場長
クリーンパーク・東部	所長
美術館	館長 課長
アジア美術館	館長 課長
博物館	館長 課長 市史編さん室長
埋蔵文化財センター	所長
中央卸売市場	市場長 課長 鮮魚市場長 特命担当 の課長 青果市場長 食肉市場長
動物園	園長
植物園	園長
東部水処理センター	所長
中部水処理センター	所長
西部水処理センター	所長
和白水処理センター	所長
客船事務所	所長

機 関	職
教育委員 事務局 会事務局 及び教育 機関	教育次長 理事 部長 特命担 当の部長 課長 特命担当の課 長 総務部総務課総務係長 職員部 職員課人事係長、安全衛生係長 及び主査 職員部服務指導課服 務指導係長 職員部労務・給与 課給与係長、労務係長及び主査 職員部教職員第1課教職員第 1係長及び教職員第2係長 職 員部教職員第2課主任人事主事 職員部職員課係員 職員部服務 指導課係員 職員部労務・給与 課係員 職員部教職員第1課係 員
学校給食センター	所長
市民センター	館長
公民館	館長
発達教育センター	所長
教育センター	所長 課長
総合図書館	館長 課長
美術館	館長 学芸課長
アジア美術館	館長 学芸課長
博物館	館長 学芸課長
埋蔵文化財センター	所長
小学校	校長 室長 副校長 教頭
中学校	校長 副校長 教頭
高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
特別支援学校	校長 副校長 教頭
市選挙管理委員会事務局	事務局長 課長
区選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 課長 係長 主査
監査事務局	事務局長 次長 課長
農業委員会事務局	事務局長 事務局次長 西部出 張所長
固定資産評価審査委員会	事務局長
議会事務局	事務局長 事務局次長 課長

第 7 職員の懲戒、分限及び服務

1 懲戒処分及び分限処分

福岡市職員の懲戒に関する条例第 7 条及び福岡市職員の分限に関する条例第 9 条等の規定により、任命権者は、処分（分限処分にあっては免職又は降任に限る。）をした場合、処分説明書の写しを人事委員会に提示しなければならない。

処分説明書の提示のあった令和 3 年度における懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）及び分限処分（免職・降任）の状況は、次のとおりである。

処分の種類別・任命権者別件数

処分の種類		総 数	任 命 権 者			
			市 長	教育委員会	消防局長	その他
懲 戒 処 分	免 職	1		1		
	停 職	8	5	3		
	減 給	3	2	1		
	戒 告	5	4		1	
	計	1 7	1 1	5	1	0
分 限 処 分	免 職	0				
	降 任	1	1			
	計	1	1	0	0	0
合 計		1 8	1 2	5	1	0

注 1 「その他」の任命権者：選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、農業委員会及び市議会議長

注 2 企業職員、技能・労務職員、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除く。

2 職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第20号の規定により任命権者が特に必要と認め、人事委員会において承認した場合には、職務に専念する義務が免除される。

令和3年度において人事委員会が承認したものは、次のとおりである。

承認年月日	承認事項
R3.5.26	市長等が定める職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合について、職務に専念する義務を免除すること。
R3.6.9	職員が新型コロナワクチン接種に伴う副反応により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認める場合について、職務に専念する義務を免除すること。
R3.12.15	不妊治療に係る通院等を行う職員を対象とする特別有給休暇が令和4年1月1日から新設されることに伴い、職員が不妊治療を受ける場合についての職務に専念する義務の免除に係る人事委員会の承認を廃止すること。
R4.3.30	職員が地域活動における役員活動のうち、総会、役員会及び定例会に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合について、職務に専念する義務を免除すること。

第 8 労働基準監督機関としての職権行使

1 労働基準監督機関としての職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用される（地方公務員法第58条第3項）が、これらの労働関係法令に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1の号別区分により、いわゆる現業の事業場に従事する職員については労働基準監督署が、いわゆる非現業の事業場に従事する職員については人事委員会が、それぞれ行使することとされている（地方公務員法第58条第5項）。

職権行使に当たっての各事業場の号別区分については、本委員会と福岡労働局とで協議して決定しており、下表のとおりである。

労働基準法別表第1各号の事業又は事務所区分

R4. 3. 31現在

所管	労基法別表第1号別	事業又は事務所名（若しくは所属名）
労働基準監督署	第1号 （製造・加工）	学校給食センター、各小学校の学校給食事業
	第3号 （土木・建設）	港湾空港局維持課
	第4号 （貨物運送）	客船事務所
	第13号 （保健・衛生）	保健環境研究所、各区健康課・地域保健福祉課地域保健福祉係・衛生課、精神保健福祉センター、食肉衛生検査所、食品衛生検査所、東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター、保育所、こども総合相談センターこども相談課一時保護係、留守家庭子ども会
	第14号 （接客・娯楽）	ボートレース事業部、動物園、植物園
人事委員会	第15号 （焼却・清掃）	下水処理場（水処理センター）、道路下水道局水質管理課水質管理係・水質試験係、し尿処理施設、ごみ処理施設、最終処分場
	第12号 （教育・研究）	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、公民館、図書館、博物館、美術館、人権啓発センター、埋蔵文化財センター、各区生涯学習推進課、こども総合相談センター教育相談課、発達教育センター、教育センター、防災センター、消防学校
	別表第1に掲げる事業に該当しないもの（公務）	市長事務部局本庁、港湾空港局、区役所（生涯学習推進課、健康課、地域保健福祉課地域保健福祉係、衛生課を除く。）、区役所出張所、東京事務所、自動車管理事務所、空港周辺共同利用会館、消費生活センター、人権のまちづくり館、こども総合相談センター（こども相談課一時保護係及び教育相談課を除く。）、障がい者更生相談所、中央卸売市場、青果市場、自転車保管所、消防本部、消防署、教育委員会事務局、市・区選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、議会事務局

2 職権行使状況

本委員会が、令和4年度に労働基準監督機関として職権行使したものは、次のとおりである。

- (1) 解雇の予告に関する除外認定業務
市長（1件）及び教育委員会（1件）からの申請に対して、解雇の予告に関する認定業務を行った。
- (2) 36協定届出受理
該当部署から令和3年9月及び令和4年3月に届出がなされ、受理した。
- (3) 安全衛生管理体制に係る報告の受理
総括安全衛生管理者及び産業医の選任について報告がなされ、受理した。
- (4) 健康診断結果等に係る報告の受理
定期健康診断及び特殊健康診断の結果並びに心理的な負担の程度を把握するための検査の結果について報告がなされ、受理した。
- (5) 労働者死傷病報告の受理
職員が公務災害等に伴う負傷等により休業した事案について報告がなされ、受理した。